

## 介護予防支援事業運営規程

亀岡市地域包括支援センター あゆみ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 倭襄会が開設する亀岡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。

- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
- 6 上記のほか、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 亀岡市地域包括支援センター あゆみ
- (2) 所在地 亀岡市篠町篠下中筋 45 番地の3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務 (主任介護支援専門員) と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) 担当職員 5名  
主任介護支援専門員 1名 (常勤兼務) (管理者と兼務)  
看護師 1名 (常勤)  
社会福祉士 1名 (常勤)

介護支援専門員 1名 (常勤)

介護支援専門員 1名 (非常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所

センターの相談室及び利用者の居宅等

- (2) サービス担当者会議の開催場所

センターの会議室等

- (3) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月から起算して3箇月に1回以上

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

- (4) モニタリングの結果記録

1箇月に1回以上

(介護予防支援業務の一部の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施

- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成

- (3) サービス担当者会議の開催

- (4) 利用者に対する計画原案の説明

- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

- (6) モニタリングの実施

- (7) 介護予防に係る効果の評価

- (8) 保険給付に係る給付管理業務

(9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(10) その他

- 2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、亀岡市篠町、東つつじヶ丘、東別院町、西別院町及び曾我部町とする。

(事故発生時の対応)

第10条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに亀岡市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

- 2 事故により、利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第11条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、亀岡市もしくは京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 センターは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 センターが得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(基準該当介護予防支援)

第13条 前条（第7条を除く。）までの規定は、亀岡市以外の市町村の被保険者に対して基準該当介護予防支援を提供する場合において準用する。この場合において、「指定介護予防支援」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「法定代理受領」とあるのは「利用者の委任による代理受領」とそれぞれ読み替える。

（その他運営についての留意事項）

第14条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後3箇月以内
- （2）継続研修 年12回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 倣襄会とセンター管理者との協議により定めるものとする。

付則

- この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成19年5月7日から施行する。
- この運営規程は、平成20年7月1日から施行する。
- この運営規程は、平成20年8月1日から施行する。
- この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年7月25日から施行する。